

4. パートタイマーの通常の賃金 ※雇用調整助成金対象者

時間給単価 850 円

1 日の所定労働時間 5 時間 月の勤務日数 25 日

基本給	106,250	※850 円 (時間給単価) × 5 時間 × 25 日
総支給額	106,250	

- ①令和 3 年 1 月 (1/1~1/31) に休業 15 日、所定休日 6 日、出勤日 10 日
 $850 \text{ 円} \times 5 \text{ 時間} \times 10 \text{ 日} = 42,500 \text{ 円}$ (基本給)

「休業手当の額」

$850 \text{ 円} \times 5 \text{ 時間} \times 1 \text{ 日} \times 80\% = 3,400 \text{ 円}$ (休業手当 1 日当たりの額)

$3,400 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} = 51,000 \text{ 円}$ (15 日分の休業手当額)

- ②休業手当が平均賃金の 6 割以上支払われているかどうかの確認！

平均賃金対象月	給与総額	勤務日数
令和 2 年 12 月給与総額	106,250 円	25
令和 2 年 11 月給与総額	102,000 円	24
令和 2 年 10 月給与総額	106,250 円	25
賃金総額	314,500 円	74

○ $314,500 \text{ 円} \div 92 \text{ 日} (31 \text{ 日} + 30 \text{ 日} + 31 \text{ 日})$
 $= 3,418 \text{ 円}$ (平均賃金：原則的な平均賃金の算定方法) $\times 60\% = 2,051 \text{ 円}$

○ $314,500 \text{ 円} \div 74 \text{ 日} \times 60/100$
 $= 2,550 \text{ 円}$ (平均賃金の最低保障額)
 $= 2,550 \text{ 円} \times 60\% = 1,530 \text{ 円}$

$2,051 \text{ 円} \leq 3,400 \text{ 円}$ (休業手当 1 日当たりの賃金額)

→ 休業手当は平均賃金の 6 割以上支払われている。
 ※平均賃金の計算における端数処理は簡略化しております。

- ③パートタイマーの令和 3 年 1 月分給与

基本給	42,500
休業手当	51,000
総支給額	93,500